（整理番号 2618）

長野地方最低賃金審議会

令和８年度　第５回長野県最低賃金専門部会　議事録

令和８年 11 月４日公開

開催日時 場　　所	令和８年８月５日　14 時 28 分～16 時 30 分 ホテル信濃路　２階穂高		
出席状況	公 益 代 表 委 員	出席　３人	定数　３人
	労 働 者 代 表 委 員	出席　３人	定数　３人
	使 用 者 代 表 委 員	出席　３人	定数　３人
主要議題	１．長野県最低賃金の改正審議について ２．その他		

議事録

開会

○藤川賃金室長

ただいま 14 時 28 分ということで、ご案内の時刻よりも 32 分早いのですが、長野地方最低賃金審議会令和８年度第５回長野県最低賃金専門部会を開催いたしたいと思います。まず定足数の確認です。出席者は、昆委員が遅れて出席ということです。使用者側は、鈴木委員が少し遅れる予定です。現在、委員９名中７名の方のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第５条第２項に基づき本専門部会は有効に成立することをご報告いたします。また、２名の方が傍聴ということで、お越しになっていることを併せてご報告いたします。

連絡事項となりますが、岐阜県（ランクＢ）の地方最低賃金審議会で、労側の５名全員反対だったとのことですけれども、目安額のとおり、発効日 10 月１日で決まったとのことです。

今後は発効日の関係で審議の中に出てくるかと思いますけれども、中賃の対応方針が示されており、金額との関係におきまして、過度な交渉材料にならないようご配慮をお願いいたします。

引き続きまして、山本部会長、お願いいたします。

○山本部会長

はい、ありがとうございます。皆さん、こんにちは。午前に引き続き、とてもタイトなスケジュールということで、ご参加いただきましてありがとうございます。

午前中の部会で、労使双方との賃金の差の隔たりが、だいぶなくなってきたというところで、あともう少しというところまで来たというふうに思っていますので、この後の部会もどうぞよろしくお願いいたします。まず最初に、長野県最低賃金の改正審議に入るのですけれども、そ

の前に本日の議事録確認を指名させていただきます。労働者代表委員におかれましては、齋藤委員。使用者代表委員におかれましては鈴木委員。

○藤川賃金室長

鈴木委員は、途中からとなります。

○山本部会長

そうですよね。どうしましょう。

○藤川賃金室長

それでは、犛山委員にお願いさせていただいてもよろしいですか。

○山本部会長

申し訳ありません。犛山委員に、午前に引き続きですね。すみません。そうなりますね。

○藤川賃金室長

それでは、中村委員にさせていただきます。

○山本部会長

使用者代表委員におかれましては、中村委員にお願いいたします。

午前中の前回の審議における具体的な金額の提示について整理させていただきますと、労働者側からはプラス 63 円の 1,124 円のご提示をいただいておりまして、使用者側からは、プラス 55 円の 1,116 円のご提示をいただいているということになります。午前中にちょっとお話しさせていただきましたけども、使用者側からご提示いただいた金額に関して、あの根拠について、労働者側の方にお伝えできていないというところがありますので、引き続き個別協議ということで進めていきたいと思いますけれども、今の段階で双方、主張されている金額について、改めて確認とかご意見はありますでしょうか。

（ないことを確認）

大丈夫ですかね。よろしいですかね。

（ないことを確認）

はい、ありがとうございます。では、ここから個別協議に切り替えて進めていくことにしたいのですが、よろしいですか。今の三者の中で確認したいことは特にないですかね。

（ないことを確認）

ありがとうございます。午前の部の使用者側からのご意見について労働者側の方にお伝えできてないところがありますので、公労、次いで公使の順番で個別協議を進めていきたいと思います。すみませんが、使用者側には一旦ご退席をお願いいたします。皆様、個別協議となりますので非公開となりますので、傍聴席の方は、一旦ご退室をお願いします。荷物はお持ちください。

全体協議の開催については、後ほどお知らせいたします。1 階のロビー等でお待ちいただくこともできます。それでは、よろしくお願いいたします。

（個別協議）

○山本部会長

お待たせいたしました。それでは全体協議に戻ります。個別でお話をお伺いしていましたが、現状のところ、合意に至っていないというところでして、双方の主張に関して再度確認させて

いただきます。労働者側からご提案がありましたのが、プラス 60 円、時間額 1,121 円ということのご提示で法定発効ということになります。明日、本審で結審となるとですね、 10 月 2 日が法定発効ということになります。使用者側からは、プラス 56 円の 1,117 円の 11 月 1 日の指定日発効ということで、それぞれご意見をいただきました。双方の主張は、まだ隔たりがありまして、また、発効日についても合意に至っていないというところですので、今後の進行については、いかがいたしましょうかというところですが、それぞれ、公益見解ということでよろしいですかね。

（異論なしを確認）

公益見解ということになりましたので、公益見解を取りまとめ、お示ししたいというふうに思います。委員の皆様には、採決において、公益委員見解に沿った決定となるようご協力をお願いしたいと思っていますが、いかがでしょうか。

（異論なしを確認）

それでは公益委員で協議の上、見解を取りまとめることにいたしますが、本日、時間的な都合で、お示しすることができないので、明日、次回、第 6 回の専門部会でお示しするということでよろしいでしょうか。

（異論なしを確認）

ありがとうございます。日時等事務局の方からご説明をお願いいたします。

○藤川賃金室長

次回、第 6 回専門部会でございますけれども、明日、 8 月 6 日木曜日、場所は長野労働局の 2 階の会議室です。時間が午前 10 時からということになっています。よろしくお願いいたします。また、明日の午後 3 時から同じく長野労働局の 2 階の会議室におきまして、第 3 回本審を予定しており、答申および特定最低賃金の必要性の諮問を行うことが予定されています。以上でございます。

○山本部会長

ありがとうございました。開始時間について、予定通り午前 10 時からということでよろしいですかね。

（異論ないことを確認）

ありがとうございます。それでは皆様方には、ご多忙の中、恐縮ではありますが、引き続きご審議をお願いしたいと思いますので、ご出席のほど、よろしくお願いいたします。最後に各委員から何かありますでしょうか。労働者代表委員からはいいですか。

（ないことを確認）

使用者代表委員からはいいですか。

（ないことを確認）

本日はこれで閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

閉会